

## 吉川市子育て世帯訪問支援事業のご案内

妊娠中や子育て中のご家庭をサポートします！

### 1 内容

家事及び育児などに対して不安や負担を抱える子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に家事・育児などの支援を行います。

### 2 利用できる方

吉川市内在住で、家事・育児などについて悩みを抱えている妊婦または18歳までの児童のいる家庭

### 3 サービス内容

自宅にて、日常生活に必要な簡単な家事、育児について援助します。

不安や悩みの相談に加え、以下の支援を行います。※家事支援と育児支援は同時にはできません。

【家事支援】食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行など

【育児支援】育児のサポート、保育園の送迎、宿題の見守りなど

※具体的なサービスについては事業者との個別に相談をしていただく中で決まります。



### 4 利用できる日時など

(1) 利用可能日時

平日 午前8時30分から午後5時まで（土日、祝祭日、年末年始を除く）

(2) 利用限度

1月当たり4回まで、1回当たり連続した2時間まで。

※具体的な利用時間等については、各事業者にご確認ください。

### 5 利用料金

世帯の区分		利用者負担金の額	
		サービス利用料 (1時間当たり)	交通費等 (1回当たり)
1	生活保護世帯の場合	0円	0円
2	市町村民税非課税世帯の場合	310円	190円
3	市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯の場合	630円	530円
4	1から3までに該当しない世帯の場合	1,570円	930円

※サービスの内容によっては別途交通費等がかかる場合がございます。詳しくは各事業者にご確認ください。

### 注 意

前日17時以降のキャンセルの場合、下記の料金がキャンセル料として、かかりますのでご了承ください。

訪問実施前の場合：1時間当たりの利用料金分×依頼時間数

訪問実施後の場合：1時間当たりの利用料金分×依頼時間数＋1回当たりの交通費等

## 6 利用の流れ

- (1) 子育て支援課へ申請書を提出【初回のみ】
  - \*申請から実際の利用まで日数を要するため、申請書は余裕をもって提出してください。
  - \*利用される年度に転入してきた方については、世帯分の課税証明書が必要です。
  - \*希望内容等についてお聞きします。

↓
- (2) 子育て支援課から申請者と事業者へ決定通知書を送付

↓

- (3) 事業者から申請者へサービス内容を確認
  - \*事業者から連絡が入りましたら、ご利用日・利用時間をご相談ください。

↓
- (4) サービス利用を予約
  - \*ご利用日が決まりましたら、ご利用日の1週間前までに事業者へ直接予約をしてください。

↓
- (5) 予約日・時間に訪問支援員が訪問

↓

- (6) 事業者から申請者へ請求書及び利用明細書を送付
  - \*月ごとに請求があります。

↓
- (7) 利用料金のお支払
  - \*請求書到達後1週間以内にお振込みください。

## 7 その他

- (1) サービスの内容についての詳細は、直接事業者と打合せをお願いします。

問合せ：吉川市子育て支援課 子育て支援係 電話：048-940-6200